令和7年10月22日 幼児教育ワーキンググループ 保育専門委員会 参考資料4-1

こ成基第 104 号 令和7年4月 25 日

こども家庭審議会

内閣総理大臣 石破 茂

こども家庭審議会に対する諮問について(依頼)

こども家庭庁設置法第7条第1項に基づき、下記事項について諮問します。

記

【諮問第3号】

保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について

【諮問理由】

別紙のとおり

【諮問理由】

現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年4月に施行されてから、7年が経過したところです。

令和5年4月に施行されたこども基本法において、こども施策の基本理念として、全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが定められました。また、同年12月には「こども大綱」や「はじめの100か月の育ちビジョン」が閣議決定され、乳幼児期は、こどもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、こどもの生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であることが示されています。

また、昨年12月に公表された「保育政策の新たな方向性」では、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「質の向上」へと大きく方向性を転換すること、具体的には、①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、③保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善の3つの柱に基づく取組により、全国どこでも質の高い保育が受けられ、地域で一人一人のこどもの育ちと子育てが応援・支援されるような社会を実現していく方向性が示されています。

このような中、保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のあるこどもや外国につながりのあるこどもなど、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援、こどもが多様な人々と関わりながら育つための地域との関わりや地域資源の活用、感染症や自然災害への対応といったこどもの健康と安全の確保などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、地域の保護者等が気軽に子育てに関する相談ができる場としての役割を含め、子育て支援の充実も期待されています。

さらに、こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、文部科学 大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、 両者の整合性の確保に配慮することが定められたところであり、幼保連携型認定こども園教育・保育 要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、教育・保育内容の基準の整合性を一 層図ることが必要となっています。

ついては、こうした点等を踏まえ、今後の保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について、具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

- こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方をどのように考えるか。
- 乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障するため、0歳から学童期との接続までを 俯瞰した保育の在り方をどのように考えるか。
- 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障するための保育の在り方をどのように考えるか。
- 多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援 の在り方をどのように考えるか。
- 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。
- 設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通的方策についてどのように考えるか。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが、これらに関連する事項を含め、保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討いただきますようお願いします。